

平成29年 第 35 号

# 公正証書

正本

奈良市内侍原町6番地 奈良県林業会館ビル3階

奈良合同公証役場

奈良地方法務局所属

公証人 松 尾 昭 彦

電話 奈良 (0742) 22-2966番

平成29年第 35 号

一般定期転借地権設定契約公正証書 正本

本職は、平成29年3月10日、後記当事者の囑託により法律行為に関し聴取した陳述の趣旨を以下のとおり録取し、この証書を作成する。

本 旨

転借地権設定者 天理市（以下「甲」という）と転借地権者 山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「乙」という）は、甲が天理教より賃借している別紙目録1記載の土地（以下「本件土地」という）について、下記の約定により、借地借家法（以下「法」という）第22条に定める一般定期借地権の転借地権（以下「本件転借地権」という）を設定する契約（以下「本契約」という）を締結した。

（借地権の目的・一般定期借地権）

第1条 甲と乙は、本件土地について、本契約を締結する。

2 本件転借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む）及び建物の築造による存続期間の延長が無く、また、乙は、

公 証 人 役 場

1 法13条の規定による買取請求をしないこととする。

2 (使用目的)

3 第2条 乙は、自己が建設及び運営する「ごみ処理  
4 施設及びその関連施設」(以下「本件ごみ処理等施  
5 設」という)の用地のみを目的として本件土地を使  
6 用するものとする。 \_\_\_\_\_

7 (存続期間)

8 第3条 本件転借地権の存続期間は、平成29年  
9 3月11日から平成39年3月10日までの60年  
10 間とする。 \_\_\_\_\_

11 (転貸借料)

12 第4条 本件土地の転貸借料は、甲と天理教間で締  
13 結している一般定期借地権設定契約(以下「原契約」  
14 という)に規定された賃貸借料と同額とし、甲の請  
15 求に基づき、乙は甲に対し、毎年4月1日から翌年  
16 3月末日分にかかる転貸借料を該当年度末までに甲  
17 の指定する方法で支払うものとする。 \_\_\_\_\_

18 (事前承諾事項)

19 第5条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしよ  
20 うとするときは、予め甲及び天理教に計画書面を提

公証人役場

1 出して、両者の書面による承諾を得なければなら  
2 ない。

3 (1) 本件土地の区画形質を変更しようとするとき

4 (2) 本件土地に建物を建設しようとするとき

5 (3) 本件土地に建設した建物を増改築（再築・ご  
6 み焼却炉の入れ替えを含む）しようとするとき

7 (4) 本件土地に工作物を設置しようとするとき

8 (譲渡、転貸の禁止)

9 第6条 乙は、甲及び天理教の書面による承諾のな  
10 い限り、本件転借地権を譲渡し又は転貸（名目の如  
11 何に関わらず事実上転借地権の譲渡、転貸と同様の  
12 結果を生ずる一切の行為を含む）してはならない。

13 (契約の解除)

14 第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当する行為を  
15 したときは、本契約を解除することができる。

16 (1) 第2条の使用目的以外に本件土地を使用した  
17 とき

18 (2) 第4条の転貸借料の支払いを2回以上怠った  
19 とき

20 (3) 第5条の各号のいずれか一に違反したとき

公証人役場

(4) 第6条に違反し、無断で本件転借地権の譲渡、  
転貸をしたとき \_\_\_\_\_

(5) その他乙に本契約を継続し難い重大な背信行  
為があつたとき \_\_\_\_\_

(契約の失効)

第8条 天災地変、公用収用などの行政処分その他  
の不可抗力により、本件土地が使用できなくなつた  
り、使用が制限され、本契約を継続することが困難  
となつたとき、又は乙が建設及び運営する本件ごみ  
処理等施設が滅失又は著しく損傷したことにより同  
施設用地として本件土地を使用できなくなつたとき  
は、本契約は失効するものとする。 \_\_\_\_\_

2 前項の場合には、甲乙相互に損害賠償の請求をし  
ない。 \_\_\_\_\_

(期間満了前の解約)

第9条 乙は、本件転借地権の存続期間の満了前に本  
契約を解約することができる。 \_\_\_\_\_

2 乙は、前項の規定により本契約を解約しようとし  
るときは、解約の日の1年以上前に、甲に対し、書  
面によりその旨を通知しなければならない。 \_\_\_\_\_

公証人役場

(遵守事項)

第10条 乙は本件土地利用にあたり、土地の保守及び防災について十分配慮をするものとし、隣接地及び周辺に損害迷惑等及ぼすことのないよう善良な管理者の注意をもって本件土地を使用しなければならない。

(明渡し返還義務等)

第11条 原契約が終了した場合、第3条の存続期間が満了した場合、第7条により本契約が解除された場合、第8条第1項により本契約が失効した場合、又は第9条により本契約が期間満了前に解約された場合は、乙は甲に対し、本件土地に存する建物その他一切の工作物を収去し、土壤汚染その他天理教の求める検査を行い、本件土地を原状に復して、更地で返還しなければならない。この場合、乙は、本件ごみ処理等施設の撤去に際し、法令の定めるところに従って撤去したことを証明する一式書類（証明申請に必要な書類を含む）の写しを、甲に提出しなければならない。なお、本件土地の返還時に行う土壤汚染検査及び将来天理教が行う建築、造成等の土地

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

利用の際に、土壤汚染対策法（同法の主旨を承継する法律を含む）に定める基準以上の土壤汚染が判明した場合は、天理教の求める必要な範囲内で、乙は本件土地の土壤入れ替え等を行わなければならない。

2 乙が前項の明渡しを遅滞したときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまで、直近転貸借料の3倍相当額の遅延損害金を支払うものとする。  
(有益費償還請求権の放棄等)

第12条 乙は、前条第1項の返還にあたり、甲に対し、有益費償還請求権を行使せず、また、移転料、立退料等名目の如何に関わらず一切の金銭請求をすることばできない。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結に要する費用は、甲及び乙が折半する。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 本契約に定めがない事項、又はこの契約条

公証人役場

項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し解決するものとする。——

(特約事項)

第16条 乙は、本件ごみ処理等施設の建設及び運営にあたっては、近隣で交通渋滞を生じさせないなど、天理教の宗教活動に支障のないよう万全の配慮を行うものとする。——

2 甲及び乙は、天理教と下記の事項を協議するために、甲、乙及び天理教間で定期的に協議の場を持つこととする。——

記

① 本件ごみ処理等施設の周辺地域の振興、整備に関すること。——

② 本件ごみ処理等施設及び同施設の稼働によって影響を受ける地域の環境保全に関すること。

③ 「新ごみ処理施設周辺における地域振興等検討協議会」で協議された事項に関すること。——

④ その他天理教が必要と認める事項。——

3 本件土地のうち、(1)の土地(以下「本件土地(1)」という)の南側の一部(天理市道610号

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

豊田白川線に接道する出入口周辺)の地下には、関西電力株式会社の所管する高圧電力線用埋設管(以下「本件埋設管」という)が存しているため、乙が当該部分で工事を行う場合は、甲及び乙は、事前に、関西電力株式会社と本件埋設管の取り扱いについて協議し、天理教の書面による承認を得た上で、施工しなければならない。

4 本件土地(1)と、当該土地の西側に隣接する天理市岩屋町459番54の土地(以下「459番54」という)との筆界の一部は未確認であるため、乙が上記筆界に接する土地で工事を行う場合は、甲及び乙は、事前に、天理教及び459番54の所有者(以下「459番54所有者」という)と現地で立会を行い、甲の費用負担による「天理教と459番54所有者間の筆界確認書」を締結した上で、施工しなければならない。

(強制執行の認諾)

第17条 乙は、本契約に定める金銭債務につき、その履行を怠った場合、直ちに強制執行に服する旨を陳述した。

公証人役場

1	本 旨 外 要 件
2	奈良県天理市川原城町605番地
3	転借地権設定者（甲）天 理 市
4	代表者副市長 藤 井 純 一
5	_____
6	地方公務員
7	上記代理人 水 井 弘 典
8	_____
9	上記は運転免許証の提示により人違いでないことを証
10	明させた。 _____
11	上記代理人提出の委任状は認証がないから本人の公印
12	台帳の提示によりその真正を証明させた。 _____
13	奈良県天理市川原城町605番地
14	転借地権者（乙）山辺・県北西部広域環境衛生組合
15	代表者管理者 並 河 健
16	_____
17	地方公務員
18	上記代理人 島 田 良 一
19	_____
20	上記は運転免許証の提示により人違いでないことを証

公 証 人 役 場

1 明させた。 \_\_\_\_\_

2 上記代理人提出の委任状は認証がないから本人の公印  
3 台帳の提示によりその真正を証明させた。 \_\_\_\_\_

4 以上を上記列席者に閲覧させたところ、各自これを承  
5 認し、次に署名押印する。 \_\_\_\_\_

6 水 井 弘 典 

7 島 田 良 一 

8 この証書は、平成29年3月10日本職役場において、  
9 法定の方式に従って作成し、次に署名押印する。

10 奈良市内侍原町6番地 奈良県林業会館ビル3階

11 奈良地方法務局所属 

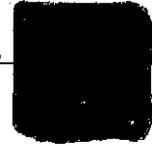
12 公証人 松尾昭彦

13 この正本は公正証書の原本によってこれを作成し囑託人  
14 山辺・県北西部広域環境衛生組合 に交付するものである

15 平成29年3月10日本職役場において

16 奈良市内侍原町6番地 奈良県林業会館ビル3階

17 奈良地方法務局所属

18 公証人 **松尾昭彦** 

別紙目録 1 (土地の表示)

(1) 所 在 天理市岩屋町

地 番 4 5 9 番 2

地 目 雑種地

地 積 1 8 , 9 2 9 m<sup>2</sup>

上記土地の実測面積は 2 4 , 8 8 1 . 8 0 m<sup>2</sup>であるところ、

そのうち 2 4 , 7 1 1 . 2 8 m<sup>2</sup> (ただし、別紙丈量図

の 2 4 0 4、3 8 0 0、3 8 0 2、3 8 0 3、3 8 0

4、3 8 0 5、3 8 0 6、1 3 9、3 7 9 9、3 7 9

8、3 7 9 7、5 0 4 4、5 0 4 3、2 6 5 8、2 6

5 9、2 6 6 0、5 0 3 9、2 6 6 2、5 0 3 7、2

6 6 4、5 0 3 5、2 7 4 0、5 0 3 3、5 0 3 2、

2 8 2 8、3 7 7 0、3 7 7 1、2 8 6 0、2 8 6 9、

2 8 4 3、1 0 0 0 5、1 1 1 9 7、1 0 0 0 3、1

0 0 0 2、1 0 0 0 1、1 2 0 9 9、1 2 0 4 4、1

3 8 1 6、1 3 8 2 1、1 3 8 2 2、1 2 0 4 3、2

0 2、1 2 4 5、1 2 3 8、1 3 0 7、1 3 6、1 3

7、1 3 8、3 7 7 6、5 0 7 6、3 7 7 7、3 7 7

8、5 0 7 9、5 0 8 0、5 0 8 1、5 0 8 2、5 0

公 証 人 役 場

1	83、3780、52、5085、10534、10
2	475、10474、10473、10472、10
3	471、10470、10469、10468、10
4	467、10466、10465、10503、12
5	094、10504、1900、1901、1902、
6	1903、1904、1905、1906、1208
7	1、1907、1908、1909、1911、19
8	12、1913、1914、1915、1916、1
9	918、2054、12092、2055、3779、
10	12090、2056、12067、2057、20
11	58、2059、2060、2061、2062、2
12	063、2064、12089、2065、2066、
13	2067、12055、2400、2401、240
14	2、12051、2529、2530、2531、2
15	532、12046、2533、18542、126
16	82、12692、2403、2404の各点を順次
17	直線で結びこれに囲まれた部分)
18	(2) 所在 天理市岩屋町
19	地番 459番25
20	地目 山林

公証人役場

1	地 積 1, 0 2 9 m <sup>2</sup>
2	上記土地のうち、3 2 7, 1 3 m <sup>2</sup> (ただし、別紙面積
3	図の1 3 8 1 6、1 3 8 1 5、2 0 1、1 2 4 6、2
4	0 2、1 2 0 4 3、1 3 8 2 2、1 3 8 2 1、1 3 8
5	1 6の各点を順次直線で結びこれに囲まれた部分)
6	(3) 所 在 天理市櫛本町
7	地 番 2 9 0 9 番 3
8	地 目 雑種地
9	地 積 8 4 2 m <sup>2</sup>
10	上記土地のうち、7 0 5, 4 6 m <sup>2</sup> (ただし、別紙面積
11	図の2 8 4 3、1 3 5、3 0 1 3、3 0 1 2、3 0 7
12	7、1 3 4、1 3 3、1 3 0、3 8 1 0、2 0 1、1
13	3 8 1 5、1 3 8 1 6、1 2 0 4 4、1 2 0 9 9、1
14	0 0 0 1、1 0 0 0 2、1 0 0 0 3、1 1 1 9 7、1
15	0 0 0 5、2 8 4 3の各点を順次直線で結びこれに囲
16	まれた部分)
17	以 上
18	
19	
20	

公 証 人 役 場